

# 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案

## 追加説明資料

令和3年1月  
内閣府子ども・子育て支援本部

○労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成に係る規定の位置について	1
○児手法附則第2条の規定ぶりについて	3

## 労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成に係る規定の位置について

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の原始附則については、①施行期日、検討規定、②国、地方公共団体の努力義務規定、③本則規定に係る経過措置、④施行日前の準備、⑤委任規定、⑥法施行後に創設された個別事業の順で規定されている。
- この点、⑥法施行後に創設された個別事業に関して、
  - ・当分の間の措置である保育充実事業
  - ・単年度措置の子ども・子育て支援臨時交付金が規定されているところ。

(参考) 子ども・子育て支援法附則

### 【①施行期日、検討規定】

第1条：施行期日

第2条、第2条の2：検討等

---

### 【②国、地方公共団体の努力義務】

第3条：財源の確保

第4条：保育の需要及び供給の状況の把握

---

### 【③本則規定に係る経過措置】

第5条：子どものための現金給付に係る経過措置

第6条：保育所に係る委託費の支払等

第7条：特定教育・保育施設に関する経過措置

第8条：特定地域型保育事業者に関する経過措置

第9条：施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置

---

### 【④施行日前の準備】

第10条：保育の需要の増大等への対応

第11条、第12条：施行前の準備

---

### 【⑤委任規定】

第13条：政令への委任

---

### 【⑥法施行後に創設された個別事業】

第14条：保育充実事業（当分の間の措置）

第15条～第24条：子ども・子育て支援臨時交付金（平成31年度限りの措置）

- 現行の子ども・子育て支援法の原始附則では、上記⑥法施行後に創設された個別事業

は、

- ・まず、待機児童対策のため事業主から徴収する拠出金率の上限の引上げや事業主拠出金の充当対象の拡大等の改正にあわせて当面の保育への需要の増大に対応するための措置として複数年度に渡って行うこととしたものを規定し（附則第 14 条）、
- ・次に、地方消費税及び地方消費税交付金の増収見込額が平成 31 年度は過小であることに対応するための単年度限りの特例的な措置を定めている（附則第 15 条～第 25 条）。

- 今般、子ども・子育て支援法に新たに規定する「労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成」については、待機児童対策のため事業主の拠出金を充てる上限を引き上げるとともに政令による拠出金率を引き上げることにあわせて当面の保育の需要の増大に対応するために複数年度に渡って行う事業であるため、同様の措置である保育充実事業（附則第 14 条）の次に、附則第 14 条の 2 として新設することとする。
- なお、附則第 15 条～第 25 条までの規定に関しては、「子ども・子育て支援臨時交付金」の交付が令和 2 年 3 月に終了し、財源である交付税及び譲与税配付金特別会計の決算も終了したところであるが、過大に交付してしまった場合の対応等、都道府県及び市町村において交付金に係る事務が発生する可能性があることから、今般の改正においてはこれらの規定を削除しないこととする。

## 児手法附則第2条の規定ぶりについて

(前年と前々年の所得を用いる区分を政令に委任することについて)

- 児手法第5条第1項においては、1月から5月分の児童手当については前々年の所得を、6月から12月分の児童手当については前年の所得を用いることを規定している。  
本法律案による改正後の特例給付についても、1月から5月分までの給付については、児童手当の所得制限と同様、前々年の所得を用いて支給判定を行うこととするが、何月分の給付について前年又は前々年の所得のいずれを用いるかについては、政令で定めることとする。
  - これは、児童手当については児手法第4条に支給根拠を規定した上で、第5条で前年又は前々年の所得のいずれを用いて児童手当の支給判定を行いうかを規定しているのに対し、特例給付については附則第2条第1項を支給根拠としているため、支給の根拠規定中で特例給付の存在を前提として「月分の給付」という概念を用いて支給要件を規定することとならないようにしたためである。
  - なお、前年又は前々年の所得のいずれを用いるかの区分を政令で定めることにした場合には、何月で所得が切り替わるのかが法律上は明らかにならないこととなるが、特例給付に関する法律上の規定には、6月1日で前年と前々年の所得が切り替わることを前提としたものはないため、支障は生じない。
- (所得の切り替えの月を政令に委任することと、施行期日を令和4年6月1日とすることとの関係について)
- 前年と前々年の所得が切り替わる月が政令で定まることとなつたため、法律上は特例給付に関する改正の施行期日を6月1日とする必然性がないようにも見える。
  - しかしながら、
    - ・特例給付の支給の時期は毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月までの分を支払うこととされており、事務の簡素化の観点からは支給時期に合わせることが適当であること
    - ・今回の改正により特例給付を受けられなくなる者が生ずるため、公布後1年程度は周知期間を置くことが適当であること
    - ・システム改修等の地方公共団体の準備が必要であり、児童手当関係のシステム改修や事務の見直しは例年6月1日を起点とするサイクルで行われているため、そのタイミングに合わせることが適当であること等を考慮すると、令和4年6月1日から施行することが適当である。

(政令委任規定の附則第2条中の規定順について)

- 所得の範囲、計算方法、前年と前々年の所得を用いる区分を政令に委任する規定で「月分の給付」という概念を用いるため、特例給付について月ごとに給付することを規定する同条第2項の次に、政令への委任規定を置くこととする。

(附則第2条第1項において「当該年の十二月三十一日」と規定することについて)

- 扶養親族等でない児童で一定以上所得者が生計を維持したものの数を算定する際の基準となる時点は、所得判定において税法上の扶養親族等を算定する際の基準の時点と同様であり、前々年の所得を用いる1月から5月分までの特例給付については、前々年の12月31日に生計を維持した扶養親族等でない児童の数を見ることとなる。

したがって、「前年又は前々年の所得」にいう年に対応した12月31日を指す必要があることから、「…その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十二月三十一日において生計を維持したもの…」と規定する。